

公立大学法人沖縄県立芸術大学固定資産貸付規程

令和3年 4月1日制定
沖芸大規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学財産管理規程（令和3年沖芸大規程第39号）第16条の規定に基づき、他の法令又は特別の定めのあるもののほか、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の固定資産（以下「資産」という。）の貸付けについて、必要な事項を定め、資産の貸付けの適正かつ良好な運用を図ることを目的とする。

(貸付けできる資産の範囲)

第2条 貸付けできる資産は、土地、建物予備附属設備とする。

(貸付け許可の基準)

第3条 法人の資産は、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、法人以外の者に一時的若しくは継続して貸し付けることができる。ただし、教育研究活動に支障のおそれがある場合及び政治活動、宗教活動を目的とする場合は貸し付けることができない。

2 前項の規定により貸し付けることができる範囲の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体において公用に供する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体において公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 法人職員又は学生のための食堂、売店その他の福利厚生施設及び利便に資する施設を設置する場合
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間その用に供する場合
- (5) 運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合
- (6) 法人の資産の使用が公共性又は公益性に反せず、社会的又は経済的な見地から貸付けが妥当と判断される事業の用に供する場合
- (7) 前各号に定めるほか、法人の業務の遂行上やむを得ないと認められる用に供する場合

(貸付けとみなさない範囲)

第4条 法人の業務遂行のため、法人が提供する次の施設は、貸付けとみなさない。

- (1) 施設管理、警備、清掃等の業務を法人以外の者に委託した場合において、受託者に提供(要員配置)することが契約書に明記されている施設
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供するものと認められる施設

(貸付け許可の手続き等)

第5条 資産の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄県立芸術大学資産貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を原則として使用開始予

定日の 20 日前までに財産管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 財産管理責任者は、前項の申請が適当であると認めたときは、申請者に対して沖縄県立芸術大学資産貸付許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

3 財産管理責任者は、資産の貸付けを許可するにあたって、必要な条件を付する場合は、この条件を許可書に記載するものとする。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、必要に応じてこれを更新することができる。

2 資産を一時的に貸し付ける場合の単位は 1 日とし、貸付け時間は原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。

（使用料）

第 7 条 資産を貸し付ける場合の使用料については、別に定める。

2 資産の貸付けを許可された者（以下「借受人」という。）は、前項の使用料のほか光熱水料等について、法人において算定した実費相当額を負担しなければならない。

（転借禁止）

第 8 条 借受人は、貸付けの許可を受けた資産（以下「許可資産」という。）を第三者に転貸使用させてはならない。

（許可の取消し及び変更）

第 9 条 財産管理責任者は、借受人が次の各号に該当する場合は、許可の取消し又は貸付けの日時、場所等の変更をすることができる。

(1) 許可書の条件に違反したとき

(2) 申請書の記載事項が事実と反するとき

(3) 許可資産の使用により資産の本来の目的又は用途に支障を来すおそれがあると認めるとき

(4) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき

(5) 法人において急きよ当該資産を使用する必要が生じたとき

（事故の責任）

第 10 条 借受人は、許可資産の使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

（借受人の義務）

第 11 条 借受人は、許可資産の使用にあたって、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用中の許可資産の管理及び保全並びに使用後の片付け及び清掃をすること。

(2) 借受人がその責に帰すべき事由により許可資産又は機器をき損又は亡失したときは、財産管理責任者の指示に従い、速やかに修復するか、又は損害相当額を弁償すること。

(3) 使用が終了したときは、速やかに原状回復し、当該資産を法人に返還しなければならない。

（委任）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長

が別に定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月1日理事長決裁）

この規程は、令和5年12月1日から施行する。